

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

住 所
氏 名

重要文化的景観内における現状変更等に係る届出書の提出について

重要文化的景観内における文化的景観の重要な構成要素について現状変更等の事案が生じたので、文化財保護法第139条の規定により、別紙のとおり届出いたします。

1 重要文化的景観の名称

「奥飛鳥の文化的景観」

2 選定年月日

平成23年9月21日

3 重要文化的景観の所在地

奈良県高市郡明日香村大字 ほか

4 選定の申出を行った都道府県又は市町村

奈良県 明日香村

5 所有者等の氏名又は名称及び住所

6 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

7 現状変更等を必要とする理由

8 現状変更等の内容及び実施方法

9 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が重要文化的景観に及ぼす影響に関する事項

1 0 現状変更等の着手及び終了の予定時期

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

1 1 現状変更等に係る地域の地番

明日香村大字

1 2 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

1 3 その他参考となるべき事項

現状変更等添付書類

- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 2 現状変更等に係る地域及びこれに関する地域の地番及び地貌を表示した実測図
- 3 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 5 2号の実測図及び3号の写真には、現状変更等しようとする箇所を表示しなければならない。